岡山県立図書館電子書籍サービス実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、岡山県立図書館（以下「図書館」という。）が提供する電子書籍サービス（以下「サービス」という。）の利用について、必要な事項を定めるものである。

（サービスの実施）

第２条　本サービスは、株式会社紀伊國屋書店が提供する電子図書館サービス「紀伊國屋書店学術電子図書館 Kinokuniya Digital Library（KinoDen)」（以下「KinoDen」という。）を利用して実施する。

（利用方法）

第３条　サービスの利用者（以下「利用者」という。）は、インターネットを通じて図書館ウェブサイトのマイライブラリーにログインすることにより、サービスを利用できるものとする。なお、図書館内で図書館が提供する端末を使用してサービスを利用する場合を除く。

（利用者の遵守事項）

第４条　利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）サービスを利用者本人以外に使用させないこと。

（２）利用者に配信された電子書籍の仕様は、KinoDen の利用規約及びサイトの記載事項、又は著作権法に定める範囲に限られ、それ以外の改変、複製、展示、上映、譲渡、貸与、公衆送信等を行わないこと。

２　利用者は、前項に掲げる事項のほか、KinoDen の利用規約のうち、ユーザに関する規定を遵守しなければならない。

３　利用者が、前２項の規定に違反し、損害が生じた場合は、当該利用者がその責を負うものとする。

（利用の停止）

第５条　当館は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、電子書籍の利用を停止し、又は禁止することができる。

（１）不正な手続きによりサービスを利用したとき。

（２）サービスに係る設備又はデータ等を損傷したとき。

（３）前条の（１）又は（２）に違反する行為を行ったとき。

（４）前３号に掲げるもののほか、サービスの利用が適当でないと館長が認めるとき。

（免責）

第６条　サービスの利用に伴って利用者に生じた損害については、図書館は一切その責を負わない。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、図書館長が定める。

附則

この要領は、令和８年 11 月 26 日から施行する。